

平成30年度 加茂市風しん予防接種費用助成について

関東を中心に風しん患者が増加しています。風しんに対する免疫が不十分な妊娠初期の女性が感染すると、生まれてくる赤ちゃんが心疾患、難聴、白内障などの障がいを起こす「先天性風しん症候群」にかかることがあります。「先天性風しん症候群」の予防には、妊娠を希望する妊娠前の女性や、免疫を持たない妊婦の周辺の方等が風しんを予防していくことが大切です。

加茂市では風しん予防接種（任意接種）費用の助成を実施しています。助成は1人1回限りです。風しん抗体検査の助成は、新潟県が実施する助成制度をご確認のうえ、ご利用ください。受診の流れについては別紙をご覧ください。

抗体検査は、新潟県が実施する検査に限りません。妊婦健診等、過去に受けた検査の結果、抗体価が基準以下であることが書類等で確認できれば対象の要件となります。

対象者

次のいずれかに該当する方で、抗体検査を受検し、抗体価が低い又は陰性（HI法16倍以下、EIA法EIA価8.0未満）となった方（ただし過去に風しんの予防接種歴がある方及び風しんの罹患歴のある方は除きます。）

- ① 妊娠を希望する女性
- ② ①の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）等の同居者
- ③ 風しん抗体価がない又は低い妊婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）等の同居者

※①について、妊娠中は接種ができません。妊娠を希望する女性はあらかじめ約1か月間避妊した後ワクチンを接種し、その後2か月間は妊娠を避ける必要があります。

<接種歴について>

平成2年度以降の生まれの方は、幼児期にⅠ期として1回目、中学校1年生時にⅢ期としてあるいは高校3年生相当時にⅣ期として2回目の風しん単独もしくはMRワクチンによる定期接種の機会がありました（それ以前の生まれの方の定期接種の有無は年齢、性別によって異なります。現在はMRワクチンを1歳～2歳未満でⅠ期、年長児にⅡ期の2回接種です）。接種しているかどうかをご自身の母子健康手帳で確認してください。不明な場合は健康課へお問い合わせください。

対象ワクチン

麻しん風しん混合（MR）ワクチン または 風しん単独ワクチン

<効果及び副反応>

被接種者の約95%以上が免疫を獲得するとされています。主な副反応は、発疹、紅斑、かゆみ、発熱、リンパ節の腫れ、関節痛などです。ごくまれに重大な副反応として、ショック、アナフィラキシー、急性血小板減少性紫斑病、急性散在性脳脊髄炎、脳炎、脳症などが報告されています。

助成額

全額助成

利用方法・接種場所 いずれの場合も対象者の要件をよくご確認ください

【加茂市風しんワクチン助成事業委託医療機関で接種をうける場合】

委託医療機関に予約し、その際に「加茂市風しんワクチン助成」を受けたいとお申し出ください。委託医療機関によっては、麻しん風しん混合（MR）ワクチンと風しん単独ワクチンの両方を取り扱っている場合と、いずれか片方みの場合があります。希望するワクチンの取扱い・在庫の有無についても委託医療機関へご確認ください。

持ち物

- ・健康保険証など住所、氏名、生年月日が確認できるもの
- ・抗体検査の結果（対象者③の方は同居の妊婦の抗体検査結果も必要です）

平成30年度 加茂市風しんワクチン助成事業委託医療機関

医療機関名	住所	電話番号
県立加茂病院	加茂市青海町 1-9-1	52-0701
いからし小児科アレルギークリニック	加茂市幸町 2-9-23	53-2250
監物小児科医院	加茂市旭町 7-11	52-0800
小池内科消化器科クリニック	加茂市仲町 1-37	53-3355
さくらクリニック	加茂市寿町 9-10	52-9511
徳友医院	加茂市高須町 1-6-11	53-0167
皆川小児科医院	加茂市神明町 2-7-9	53-3530
吉田内科医院	加茂市柳町 2-5-4	57-7511
鷺塚内科医院	加茂市穀町 7-7	52-2054
須田医院	田上町大字羽生田丙 151-14	41-5025
星野内科医院	田上町大字川船河甲 1330-6	41-4141
田上診療所	田上町大字田上丙 1225	57-5015

【委託医療機関以外の医療機関で接種をうける場合】

いったん接種費用をお支払ください。後日健康課で下記の書類をご持参のうえ手続きをしていただきますと、接種費用を指定の口座に振り込みいたします。

- ・抗体検査の結果（対象者③の方は同居の妊婦の抗体検査結果も必要です）
- ・領収書
- ・振込先のわかるもの
- ・認印

接種にあたっての注意事項・健康被害について

この予防接種は任意予防接種です。このため、健康被害が生じた場合には、定期接種による健康被害救済制度ではなく、独立医薬品医療機器総合機構法による救済制度の対象となります。効果や副反応について、不明な点は予防接種を受ける前に医師に質問し、十分理解したうえで接種を受けてください。

以下の場合には予防接種を受けることができません。

1. 明らかに発熱（通常 37.5 度以上）がある場合
2. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
3. この予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシー（全身のアレルギー反応）を起こしたことがある場合
4. 妊娠していることが明らかな方
5. その他、医師が接種不適切な状態と判断した場合

対象者等	受診の流れ
<p>1 抗体検査</p> <p>先天性風しん症候群の予防のため、予防接種が必要な人を確認する目的で、新潟県が実施するもの</p> <p>(新潟県が実施する抗体検査事業の対象者)</p> <p>次の1～3に該当する人(ただし、過去に風しんの抗体検査を受けたことがある人、風しんの予防接種歴がある人、風しんの罹患歴のある人は除く)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠を希望する女性 2 妊娠を希望する女性(※1)の配偶者等の同居者 3 抗体価が低いまたは陰性である妊婦の配偶者等の同居者 <p>(※1)「妊娠を希望する女性」が過去に抗体検査を受けたことがある人、予防接種歴がある人、罹患歴のある人の場合は除く</p> <p>実施医療機関など、詳細は新潟県のホームページをご確認ください。</p>	<p>1. 加茂市の風しん予防接種費用助成事業の内容・対象者について確認する(不明な点は健康課までお問い合わせください)。</p> <p><対象者で抗体価がわからない方></p> <p>2. 県指定の医療機関に抗体検査の予約をする(必ず事前に確認の連絡をしてください)。</p> <p>3. 県指定の医療機関で抗体検査を受ける(対象者であれば検査費用は無料)。</p> <p>4. 後日、抗体検査を受けた医療機関で結果を確認する(抗体検査を実施した医療機関から「風しん抗体検査結果証明書」が発行されます)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>抗体検査の結果、抗体価が低いまたは陰性(HI法で16倍以下、EIA法で8.0未満)と判定された人は予防接種へ</p> </div>
<p>2 予防接種</p> <p>風しんの抗体検査の結果、抗体価が低いまたは陰性の人を対象に予防接種を促進する目的で、加茂市が接種費用の助成を実施するもの</p> <p>(加茂市が実施する風しん予防接種費用助成事業の対象者)</p> <p>抗体検査の結果(※2)、抗体価が低いまたは陰性(HI法で16倍以下、EIA法で8.0未満)と判定され、次の①～③に該当する人(ただし、過去に風しんの抗体検査を受けたことがある人、風しんの予防接種歴がある人、風しんの罹患歴のある人は除く)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 妊娠を希望する女性(※3) ② 妊娠を希望する女性の配偶者等の同居者 ③ 抗体価が低いまたは陰性である妊婦の配偶者等の同居者 <p>(※2)抗体検査は、新潟県が実施する検査に限りません。妊婦健診等、過去に受けた検査の結果、抗体価が基準以下であることが書類等で確認できれば対象の要件となります。</p> <p>(※3)①について、妊娠中は接種ができません。妊娠を希望する女性はあらかじめ約1か月間避妊した後ワクチンを接種し、その後2か月間は妊娠を避ける必要があります。</p> <p>対象ワクチン： 麻しん風しん混合(MR)ワクチン または 風しん単独ワクチン</p>	<p>5. 抗体検査の結果を確認後、希望する医療機関に予防接種の予約をする。</p> <p>(医療機関によっては、麻しん風しん混合(MR)ワクチンと風しん単独ワクチンの両方を取り扱っている場合と、いずれか片方のみの場合があります。希望するワクチンの取扱い、在庫の有無についても医療機関へご確認ください。)</p> <p>→加茂市風しんワクチン助成事業委託医療機関で接種の場合、加茂市のワクチン助成を受ける旨をお伝えください。当日接種費用の負担はありません。</p> <p><持ち物>健康保険証、抗体検査の結果(対象者③の場合は同居妊婦の抗体検査結果も必要です)</p> <p>→加茂市風しんワクチン助成事業委託医療機関以外で接種の場合、いったん医療機関窓口で全額支払ってください。助成対象者は次の必要な書類を添えて健康課窓口で助成申請をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抗体検査の結果(対象者③の方は同居妊婦の抗体検査結果も必要です) ・領収書 ・振込先のわかるもの ・認印 <p>【健康被害について】 この予防接種は、任意の予防接種です。接種によって健康被害が生じた場合には、定期接種による健康被害救済制度ではなく、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済制度の対象となります。接種前に不明な点は医師に確認し、接種後気になる症状が発生した場合にも医師にご相談ください。</p> <p>お問い合わせ 健康課衛生係 TEL52-0080(内線162.164.165)</p>